

発議第1号

「岩出市の環境をまもる条例」をより活用するための意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出  
します。

平成30年3月6日提出

提出者	岩出市議会議員	松下 元
賛成者	〃	玉田 隆紀
賛成者	〃	増田 浩二
賛成者	〃	福山 晴美
賛成者	〃	田中 宏幸
賛成者	〃	尾和 弘一

(提出先) 岩出市長

## 「岩出市の環境をまもる条例」をより活用するための意見書

「岩出市の環境をまもる条例」につきましては、市民憲章の理念を踏まえ、自然を大切に緑ゆたかで良好な環境を守り、かつ、快適で住み良いまちをつくるため、市民の総意として、平成12年12月27日に制定されております。

しかし、現実、当市の市街地等においては「空き缶」、「タバコの吸殻」や「はき捨てられたガムのかみカス」等が散乱しております。

また、最近のペットブームをうけ、ペットは癒し効果もあると言われるくらい可愛い存在ですが、その反面、公園・路上・河川敷・田畑等に、犬の糞の後始末をしないでそのまま犬の散歩をしているとの苦情等さまざまな意見が多く寄せられています。

岩出市においては、観光振興に取り組んでいただいております、他府県からの観光客を誘客していく上で、まちの美化に努めることは重要な課題であります。

このような状況において、せっかくの環境をまもる条例が機能しているとは言い難いものでありますので、同条例第22条、飼い犬の糞害防止につきましては、同条例第3条の規定に基づき、市の責務として、積極的に飼い犬の所有者に対し後始末の徹底の啓発に取り組んでいただきたいと思います。

今後とも快適な市民の暮らしを十分に守るべく、この条例を今一步踏み込んで取り組んでいただくためにも、下記のとおり要望いたします。

### 記

1. モデル地区を設定する等、市民への一層の啓発を行うこと。
2. 違反した場合、他市で制定されている過料を研究すること。